

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月19日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	中央区
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.chuo.lg.jp/kusei/mynumber/index.html

執行機関名 中央区教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	中央区特別支援教育就学奨励実施要綱(平成24年3月28日23中教学第732号)による就学奨励費の支給に関する事務であって区規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 第7の項 中央区特別支援教育就学奨励実施要綱(平成24年3月28日23中教学第732号)による就学奨励費の支給に関する事務であって区規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第1条	中央区特別支援教育就学奨励実施要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	第1条この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨に則り、国公立の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。)へ就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒(以下「児童生徒」という。)、国公立の特別支援学級(学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項第3号の身体虚弱者を対象とした学級を除く。以下同じ。)へ就学する児童生徒又は学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条に規定する通級指導学級(以下「通級指導学級」という。)での指導を受ける児童若しくは生徒の保護者(以下「保護者」という。)の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学に係る経費の援助(以下「就学奨励」という。)をすることにより、特別支援教育の普及及び奨励を図ることを目的とする
⑦独自利用事務の関連規範		中央区特別支援教育就学奨励実施要綱(平成24年3月28日23中教学第732号)